

令和6年度給付適正化事業（ケアプラン点検）報告

令和6年度は、下記の①～⑤を対象基準にケアプランを選定し、点検を行いました。助言等の内容をまとめましたので、ご報告いたします。（対象：介護1～介護5）
ご多忙の中、プランをご提出して下さいありがとうございました。

- ① 新規プラン
- ② 区変プラン
- ③ 訪問及び通所リハビリ、訪問看護のリハビリを1年以上利用しているプラン
- ④ 限度額に対して計画率の高いプラン
- ⑤ 福祉用具の同一品目を複数利用しているプラン

課題分析

- ・課題分析は情報を聞き取るだけでなく、その情報をもとに分析の整理をし、認識された課題はケアプランに反映させて下さい。
- ・アセスメントシートは、最新のケアプランに対して作成されたものを提出して下さい。

居宅サービス計画書

- ・長期目標は短期目標と整合性がとれるよう、適切な目標設定をお願いします。
- ・インフォーマルなサービスについても検討し、ケアプランへの位置付けをお願いします。
- ・長期目標を認定有効期間にあわせて設定するのではなく、本人の状態を確認し個別に検討および設定をお願いします。

サービス担当者会議

- ・サービス担当者会議に、本人、家族の参加があれば意向や意見を聞き取り、会議に反映させて下さい。
- ・サービス担当者会議では、現状報告のみではなく、問題点などの検討した内容と、なぜそのような結論に至ったのかの経緯を具体的に記載して下さい。

◎軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認申請時のプラン

- ・車いす（シニアカー）の利用目的、頻度など定期的に確認をお願いします。

◎「短期入所サービス利用日数が月の半数超過する計画を立てた場合のチェックシート」提出時プラン

- ・R6年度よりチェックシートの提出は、超過する利用日数が『半数（17日）』⇒『30日』に変更になりました。（栗東市ホームページ参照）